

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十四号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>九の五の二（略）</p> <p>(1) 法第四条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（製剤の製造）製剤の小分けを含む。以下同じ。若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者（以下「製剤製造業者等」という。）に係るものに限る。(2) (4)から(6)まで及び(10)から(12)までにおいて同じ。(1) 法第四条第三項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新（略）</p> <p>(3) 法第七条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受付</p> <p>(4) 法第九条第一項の規定による登録の変更</p> <p>(5) 法第十条第一項の規定による届出の受付</p> <p>(6) 法第十五条の三の規定による廃棄物の回収等の命令（製剤製造業者等及び特定毒物研究者に係るものに限る。(9)、(13)及び(26)から(31)までにおいて同じ。）</p> <p>(9) 法第十八条第一項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去</p> <p>(10) 法第十九条第一項の規定に</p>	<p>市町</p> <p>広島市、呉市及び福山市（広島市については、(3)、(7)、(25)及び(32)から(34)までに掲げる事務並びに(8)、(9)、(13)及び(15)まで及び(26)から(31)までに掲げる事務のうち特定毒物研究者に係るものを除く。）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>事務</p> <p>九の五の二（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 法第十五条の三の規定による廃棄物の回収等の命令（製剤製造業者等に係る登録を受けた者及び特定毒物研究者に係るものに限る。(29)から(34)までにおいて同じ。）</p> <p>(4) 法第十七条第二項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去（特定毒物研究者に係るものに限る。）</p>	<p>市町</p> <p>広島市、呉市及び福山市（広島市については、(1)、(2)、(4)、(5)、(28)及び(35)から(37)までに掲げる事務並びに(3)、(6)、(7)及び(29)から(34)までに掲げる事務のうち特定毒物研究者に係るものを除く。）</p>

よる設備の改善命令
(11) 法第十九条第二項の規定による登録の取消し
(12) 法第十九条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令
(13) 法第十九条第四項の規定による登録及び許可の取消し並びに業務の停止命令
(14) 法第二十条第二項の規定による聴聞期日等の公示(11)及び(13)に規定する取消し並びに(12)に規定する変更命令に係るものに限る。)
(15) 法第二十一条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による製剤製造業者等、特定毒物研究者及び特定毒物使用者の特定毒物の品名及び数量の届出の受付

(5) 法第十九条第四項の規定による許可の取消し及び業務の停止命令
(6) 法第二十条第二項の規定による聴聞期日等の公示(5)、(15)及び(17)に規定する取消し並びに(16)に規定する変更命令に係るものに限る。)
(7) 法第二十一条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定毒物研究者及び特定毒物使用者の特定毒物の品名及び数量の届出の受付
(8) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第四条第一項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録
(9) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第四条第四項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新
(10) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第七条第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の氏名の届出の受付
(11) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第九条第一項の規定による登録の変更
(12) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第十条第一項の規定による届出の受付
(13) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第十七条第一項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去
(14) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第十九条第一項の規定による設備の改善命令
(15) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第十九条第二項の規定による登録の取消し
(16) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第十九条第三項の規定による毒物劇物取

<p>(16) 34 (略)</p>	<p>九の六 (略)</p> <p>(1) 法第六十二条第一項の規定による社会福祉施設の設置の届出の受付（軽費老人ホームに係るものに限る。(2)から(6)までにおいて同じ。)</p> <p>(2) (6) (略)</p> <p>(7) 法第六十八条の二の規定による社会福祉住居施設設置の届出の受付</p> <p>(8) 法第六十八条の三の規定による社会福祉住居施設設置の届出の受付</p> <p>(9) 事項の変更の届出の受付</p> <p>(10) 法第六十八条の四の規定による事業の廃止の届出の受付</p> <p>(11) 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受付（法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業に係るものを除く。(11)において同じ。)</p> <p>(12) (11) (略)</p> <p>法第七十条の規定による社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収並びに検査及び調査（軽費老人ホームに係るもの及び第二種社会福祉事業）及び第二種社会福祉事業（法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業を除く。）に</p>
	<p>(略)</p>
<p>17) 抜責任者の変更命令</p> <p>18) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第十九条第四項の規定による登録の取消し及び業務の停止命令</p> <p>19) 法第二十三条の三の規定により知事が行う法第二十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定毒物の品名及び数量の届出の受付</p> <p>20) 政令第三十六條の八第一項の規定による登録票の交付</p> <p>21) 政令第三十六條の八第二項の規定による登録簿の送付</p> <p>22) 政令第三十六條の八第三項の規定による登録票の返納の受付</p>	<p>九の六 (略)</p> <p>(1) 法第六十二条第一項の規定による社会福祉施設設置の届出の受付（軽費老人ホームに係るものに限る。(2)から(6)まで及び(10)において同じ。)</p> <p>(2) (6) (略)</p> <p>(7) 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受付（法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業に係るものを除く。(8)において同じ。)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 法第七十条の規定による社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収並びに検査及び調査（軽費老人ホームに係るもの及び第二種社会福祉事業）及び第二種社会福祉事業（法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業を除く。）に</p> <p>(略)</p>

<p>係るものに限る。(14)から(16)までにおいて同じ。)</p> <p>(13) 法第七十一条の規定による改善命令(軽費老人ホーム及び社会福祉住居施設に係るものに限る。)</p> <p>(14) (16) (略)</p>		<p>係るものに限る。(11)から(13)までにおいて同じ。)</p> <p>(10) 法第七十一条の規定による改善命令</p> <p>(11) (13) (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町)</p>
<p>九の六の二 (略)</p> <p>(1) (28) (略)</p> <p>(29) 法第六十八条の二の規定による社会福祉住居施設の設定の届出の受付</p> <p>(30) 法第六十八条の三の規定による社会福祉住居施設の届出事項の変更の届出の受付</p> <p>(31) 法第六十八条の四の規定による事業の廃止の届出の受付</p> <p>(32) 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受付(法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業並びに同項第十号に規定する事業に係るものを除く。)</p> <p>(33) (略)</p> <p>(34) 法第七十条の規定による社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収並びに検査及び調査(第二種社会福祉事業(法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業並びに同項第十号に規定する事業を除く。)</p> <p>(35) 法第七十一条の規定による改善命令(社会福祉住居施設に係るものに限る。)</p> <p>(36) (38) (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市、安芸高田市及び江田島市については(1)から(28)までに掲げる事務並びに(32)から(34)まで及び(36)から(38)までに掲げる事務のうち法第二条第三項第十一号に規定する事業に係るものを除く。</p>	<p>九の六の二 (略)</p> <p>(1) (28) (略)</p> <p>(29) 法第六十九条第一項の規定による第二種社会福祉事業の開始の届出の受付(法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業並びに同項第十号に規定する事業に係るものを除く。)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) 法第七十条の規定による社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収並びに検査及び調査(第二種社会福祉事業(法第二条第三項第二号に規定する乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び子育て援助活動支援事業並びに同項第十号に規定する事業を除く。)</p> <p>(32) (34) (略)</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町(竹原市、三原市、尾道市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市、安芸高田市、江田島市、府中町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町)</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。